

【地方税法等の一部を改正する法律により令和5年4月1日施行を予定している船橋市都市計画税条例の内容】

**その他規定の整備**

(船橋市都市計画税条例附則第2項、第3項、第16項)

地方税法の改正(項ずれ)による規定の整備